

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 28 年 3 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	5
経済産業省企業活動基本調査（平成28年承認）（経済産業省）	5
作物統計調査（平成28年承認）（農林水産省）	7
3 一般統計調査の承認	10
情報通信業基本調査（平成28年承認）（総務省・経済産業省）	10
中小企業実態基本調査（平成28年承認）（経済産業省）	15
介護サービス施設・事業所調査（平成28年承認）（厚生労働省）	18
社会福祉施設等調査（平成28年承認）（厚生労働省）	23
公的年金加入状況等調査（平成28年承認）（厚生労働省）	27
産業関連構造調査（通信・放送業等投入調査）（平成28年承認）（総務省） ..	28
たばこ関連産業の実態等に関する調査（平成28年承認）（財務省）	29
労使関係総合調査（平成28年承認）（厚生労働省）	30
高齢者の経済・生活環境に関する調査（平成28年承認）（内閣府）	33
特定作物統計調査（平成28年承認）（農林水産省）	34
4 届出統計調査の受理	38
(1) 新規	38
私立保育所・幼稚園・認定こども園従業員給与調査（平成28年届出）（大阪市） ..	38
平成28年度女性の活躍促進に向けた企業等実態調査（平成28年届出）（香川県） ..	39
職種別民間給与実態調査付帯調査（平成28年届出）（福井県）	41
(2) 変更	42
広島県人口移動統計調査（平成28年届出）（広島県）	42
大阪府工業指数作成のための生産動態調査（平成28年届出）（大阪府）	43
青森県景気ウォッチャー調査（平成28年届出）（青森県）	44
奈良県観光客動態調査（平成28年届出）（奈良県）	45
奈良県宿泊統計調査（平成28年届出）（奈良県）	46

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
経済産業省 企業活動基本調査	経済産業大臣	承認事項の変更 会社法の改正に伴い、調査事項「企業経営の方向（年度末現在）」における「委員会設置会社」「指名委員会等設置会社」に変更 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」の策定を踏まえ、調査事項「事業組織及び従業者数」における用語の定義・注釈を変更	H28.3.24
作物統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 平成28年度からの調査の実施に当たり、以下のとおり変更 （1）報告者数の変更 母集団情報である農林業センサスのデータが更新されたことに伴う報告者数の機械的な変更 （2）東日本大震災に伴い設けていた調査対象の一部を除外する従前の調査計画の規定を削除	H28.3.30

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H28.3.3	情報通信業基本調査	総務大臣 経済産業大臣
H28.3.15	中小企業実態基本調査	経済産業大臣
H28.3.16	介護サービス施設・事業所調査	厚生労働大臣
H28.3.16	社会福祉施設等調査	厚生労働大臣
H28.3.18	公的年金加入状況等調査	厚生労働大臣
H28.3.23	産業連関構造調査（通信・放送業等投入調査）	総務大臣
H28.3.29	たばこ関連産業の実態等に関する調査	財務大臣
H28.3.29	労使関係総合調査	厚生労働大臣
H28.3.30	高齢者の経済・生活環境に関する調査	内閣総理大臣
H28.3.30	特定作物統計調査	農林水産大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H28.3.9	私立保育所・幼稚園・認定こども園従業員給与調査	大阪市人事委員会委員長
H28.3.18	平成28年度女性の活躍促進に向けた企業等実態調査	香 川 県 知 事
H28.3.31	職種別民間給与実態調査付帯調査	福井県人事委員会委員長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H28.3.9	広島県人口移動統計調査	広 島 県 知 事
H28.3.18	大阪府工業指数作成のための生産動態調査	大 阪 府 知 事
H28.3.22	青森県景気ウォッチャー調査	青 森 県 知 事
H28.3.23	奈良県観光客動態調査	奈 良 県 知 事
H28.3.23	奈良県宿泊統計調査	奈 良 県 知 事
H28.3.30	鳥取県山間集落实態調査	鳥 取 県 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

○基幹統計調査の承認

【調査名】 経済産業省企業活動基本調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年3月24日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室

【目的】 経済産業省企業活動基本調査（以下「企業活動基本調査」という。）は、企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 近年における我が国企業の事業活動は、多角化・組織化・系列化・国際化、ソフト化等を中心に変化が著しく、かつ、このような事業活動の多角化・国際化等による新たな展開は、同一企業内の複数事業所又は単一企業の領域を越え、複数の企業にわたる新たな活動形態として具体化してきていることから、これらの実態を定量的に把握することが、各種の行政施策を企画していく上で重要な課題となっていた。このような事業活動の多様化の実態を、既存の事業所を対象とする調査で把握することが困難であり、また、企業を対象とする調査においても、包括的に把握するものとなっていなかった。企業を単位とした事業活動の多角化の実態を把握する観点からは、昭和62年、平成元年に、製造業に属する企業を対象として工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）丙調査が実施され、企業の事業活動の多角化等の状況を把握してきたが、事業活動の多角化等は製造業だけでなく、他の産業においても急速に進んでいることから、その全体像を把握することが困難となってきた。本調査は、産業・経済動向の変化に応じた通商産業政策を企画・立案するための基礎資料を得ることを目的とする新たな統計調査として、平成4年9月11日、指定統計に指定され、指定統計調査として3年周期により平成4年、7年に実施された（工業統計調査丙調査は、平成4年以降廃止）。なお、本調査の実施に当たっては、工業統計調査丙調査の対象業種である製造業のほか、鉱業、卸売・小売業、飲食店（一般飲食店及びその他の飲食店に属するものを除く。）に調査対象業種が拡大され、調査事項にも企業活動の多角化に関する項目が加えられている。しかし、その後も多角化、分社化、生産拠点の海外移転等企業活動が複雑かつ急激に変化しており、その実態を経年的にとらえていくことが必要となったことから、平成8年度以降、3年に1回の大規模調査と他の2回の簡易調査のローテーションにより毎年実施することとされた。平成10年には、「一般飲食店」が調査対象業種に追加されたほか、報告者負担の軽減を図るため、プレプリントの実施、他指定統計調査結果データの利活用等の措置が講じられている。平成13年には「電気・ガス業」、「クレジットカード業、割賦金融業」及び「サービス業のうち経済産業省の所管業種を中心とした業種」が調査対象業種に追加され、平成16年には、デザイン・機械設計業、商品検査業、計量証明業、ボウリング場及びディスプレイ業の5業種

が調査対象業種に追加されている。平成17年には法人企業統計調査の調査結果の活用を図るため、所要の改正を行っている。平成19年にはサービス業（他に分類されないもの）のうち学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、廃棄物処理業等各省の了解を得られた業種を追加している。

【調査の構成】 1－企業活動基本調査票

【公表】 インターネット、刊行物及び電磁的記録に記録したものを紙面又は映像面に表示

※

【調査票名】 1－企業活動基本調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）企業活動基本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類C－鉱業採石業砂利採取業、大分類E－製造業、大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業（中分類35－熱供給業及び中分類36－水道業を除く。）、大分類G－情報通信業（別表に掲げるもの）、大分類I－卸売業小売業、大分類J－金融業保険業（別表に掲げるもの）、大分類K－不動産業物品賃貸業のうち中分類70－物品賃貸業（別表に掲げるもの）、大分類L－学術研究専門・技術サービス業（別表に掲げるもの）、大分類M－宿泊業飲食サービス業（別表に掲げるもの）、大分類N－生活関連サービス業娯楽業（別表に掲げるもの）、大分類O－教育学習支援業（別表に掲げるもの）及び大分類R－サービス業（他に分類されないもの）（別表に掲げるもの）に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金額又は出資金額3000万円以上のもの（以下「調査企業」という。）について行う。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）38,000 （配布）郵送調査（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年3月31日現在（系統）経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）毎年（実施期日）調査期日に属する年の5月16日から7月15日まで

【調査事項】 ①企業の名称及び所在地、②資本金額又は出資金額、③企業の設立形態及び設立時期、④直近1年間の組織再編行為の状況、⑤企業の決算月、⑥事業組織及び従業者数、⑦親会社、子会社・関連会社の状況、⑧資産・負債及び純資産並びに投資、⑨事業内容、⑩取引状況、⑪事業の外部委託の状況、⑫研究開発、能力開発、⑬技術の所有及び取引状況、⑭企業経営の方向

【調査名】 作物統計調査

【承認年月日】 平成28年3月30日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

【調査の構成】 1－耕地面積調査、2－作付面積調査、3－作柄概況調査、4－予想収穫量調査、5－収穫量調査、6－被害応急調査、7－共済減収調査

【公表】 調査結果は、インターネット（農林水産省ホームページ及びe-Stat）に掲載するほか、報告書により公表する。

※

【調査票名】 1－耕地面積調査

【調査対象】 （地域）全国 （単位）圃場 （属性）圃場

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）約40000／約2000000 （配布）職員又は調査員による実測調査 （収集）職員又は調査員による実測調査 （記入）他計 （把握時）毎年7月15日現在 （系統）農林水産省－地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）の職員又は統計調査員

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）7月上旬～7月下旬

【調査事項】 耕地の田畑別面積、耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

※

【調査票名】 2－作付面積調査

【調査対象】 （地域）農林水産大臣が定める種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域 （単位）圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 （属性）1．圃場、2．農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、3．耕地の所有者又は耕作者（農林業経営体を含む。）

【調査方法】 （選定）全数・無作為抽出・有意抽出 （客体数）1．水稻以外の作物に関する調査：約7000／約20400 （配布）水稻（職員又は調査員による実測調査）、水稻以外の作物（郵送・オンライン（調査客体の一部））（収集）水稻（職員又は調査員による実測調査）、水稻以外の作物（郵送・オンライン（調査客体の一部）） （記入）自計・他計 （把握時）作物により、7月15日、9月1日又は収穫期 （系統）（水稻）農林水産省－地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）の職員又は統計調査員（水稻以外の作物に関する調査）
地方農政局の管轄区域：農林水産省－地方農政局－報告者、北海道：農林水

産省－北海道農政事務所－報告者、沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日) 水稲については、7月上旬～7月下旬。それ以外の作物については、農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）が定める時期

【調査事項】 作物の種類別作付面積

※

【調査票名】 3－作柄概況調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)約40000/約200000 (配布)水稲(職員又は調査員による実測調査) (収集)水稲(職員又は調査員による実測調査) (記入)他計 (把握時)7月15日、8月15日及びもみ数確定期 (系統)農林水産省－地方農政局等(地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局(農林水産センターを含む。))の職員又は統計調査員

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)(7月15日現在調査)7月上旬～7月中旬、(8月15日現在調査)8月上旬～8月中旬、(もみ数確定期調査)統計部長が定める調査期日に対応して実施

【調査事項】 水稲の時期別の作柄概況

※

【調査票名】 4－予想収穫量調査

【調査対象】 (地域)全国 (単位)圃場 (属性)圃場

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)約40000/約200000 (配布)水稲(職員又は調査員による実測調査)(収集)水稲(職員又は調査員による実測調査) (記入)他計 (把握時)毎年10月15日現在 (系統)農林水産省－地方農政局等(地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局(農林水産センターを含む。))の職員又は統計調査員

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)10月上旬～10月中旬

【調査事項】 水稲の予想収穫量

※

【調査票名】 5－収穫量調査

【調査対象】 (地域)全国 (単位)圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 (属性)

1. 圃場、2. 農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、3. 耕地の所有者又は耕作者(農林業経営体を含む。)

【調査方法】 (選定)全数・無作為抽出・有意抽出 (客体数)約95000/約10

00000 (配布) 水稲 (職員又は調査員による実測調査)、水稲以外の作物 (郵送・オンライン (調査客体の一部)) (取集) 水稲 (職員又は調査員による実測調査)、水稲以外の作物 (郵送・オンライン (調査客体の一部)) (記入) 自計・他計 (把握時) 作物ごとの収穫期 (系統) (水稲) 地方農政局等の職員又は統計調査員による実測調査、(水稲以外の作物) 地方農政局等の長が選定した関係団体等又は農林業経営体に対して調査票を配布して行う郵送自計調査

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 統計部長が定める時期

【調査事項】 作物の種類別収穫量 (水稲にあつてはその災害種類別の被害量、果樹及び野菜にあつては出荷量を含む。花きにあつては出荷量に限る。)

※

【調査票名】 6-被害応急調査

【調査対象】 (地域) 作物について重大な被害が発生したと認められる地域 (単位) 圃場 (属性) 圃場

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (配布) 職員又は統計調査員による実測調査 (取集) 職員又は統計調査員による実測調査 (記入) 他計 (把握時) 農作物に重大な被害が発生したとき (系統) 農林水産省-地方農政局等 (地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局 (農林水産センターを含む。)) の職員又は統計調査員

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 作物について重大な被害が発生したと認められる場合、速やかに行う。

【調査事項】 被害応急調査については、災害等を受けた作物の災害種類別作付面積及び被害量

※

【調査票名】 7-共済減収調査

【調査対象】 (地域) 農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) 第84条第1項第1号、第4号及び第6号に掲げる作物のうち農林水産大臣が定めるものの種類ごとに農林水産大臣が定める地域 (単位) 圃場 (属性) 圃場

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (配布) 職員又は調査員による実測調査 (取集) 職員又は調査員による実測調査 (記入) 他計 (把握時) 作物により、収穫期又は暴風雨が発生したとき (系統) 農林水産省-地方農政局等 (地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局 (農林水産センターを含む。)) の職員又は統計調査員

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 原則として収穫期に行う。ただし、りんご、ぶどう、なし及びももについては、暴風雨が発生した場合、速やかに行う。

【調査事項】 作物の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積

○一般統計調査の承認

【調査名】 情報通信業基本調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年3月3日

【実施機関】 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室・経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室

【目的】 情報通信業基本調査は、日本標準産業分類大分類G「情報通信業」に属する企業の活動の実態を明らかにし、情報通信業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－平成28年情報通信業基本調査票①（共通事項調査用）、2－平成28年情報通信業基本調査票②（電気通信業、放送業用）、3－平成28年情報通信業基本調査票③（テレビジョン・ラジオ番組制作業用）、4－平成28年情報通信業基本調査票④（インターネット附随サービス業用）、5－平成28年情報通信業基本調査票⑤（情報サービス業用）、6－平成28年情報通信業基本調査票⑥（映像・音声・文字情報制作業用）

【公表】 報告書（調査実施年の翌年3月）及び、インターネット（e-Stat）

※

【調査票名】 1－平成28年情報通信業基本調査票①（共通事項調査用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）調査票②～⑥の属性に該当する企業（抽出枠）調査票②～⑥の抽出枠に該当するもの

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）9000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年3月31日現在 （系統）総務省－民間事業者－報告者、経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）毎年 （実施期日）調査期日の属する年の6月16日から8月15日まで

【調査事項】 1. 企業の概要 企業の名称、電話番号、本社・本店の所在地、資本金額又は出資金額、外資比率、企業の設立形態及び設立時期等、2. 事業組織及び従業者数 本社の部門別常時従業者数、本社以外の業種別事業所数、常時従業者数、他企業等への出向者、正社員、正職員数、パートタイム従業者数等、3. 親会社、子会社・関連会社の状況 親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合、子会社・関連会社の所有状況、子会社・関連会社の増加・減少等、4. 資産・負債及び純資産並びに投資 資産・負債及び純資産、関係会社への投融資残高、固定資産の増減、剰余金の配当状況等、5. 事業内容 売上高及び費用等、費用の内訳、情報処理・通信費、支払いリース料、売上高の内訳等、6. 事業内容 売上高及び費用等、費用の内訳、情報処理・通信費、支払いリース料、売上高の内訳等、7. 取引状況 売上高・仕入高（モノ）の取引状況、モノ以外のサービスに関する国際取引、8. 事業の外

部委託の状況 製造委託の金額、製造委託以外の外部委託の状況、製造委託以外の外部委託金額等、9. 研究開発、能力開発 研究開発の取組状況、研究開発費及び研究開発投資、能力開発費、10. 技術の所有及び取引状況 特許権等の所有・使用状況、技術取引額、11. 企業経営の方向 指名委員会等設置会社の状況、ストックオプション制度の実施状況等

※

【調査票名】 2－平成28年情報通信業基本調査票②（電気通信業、放送業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類小分類371－固定電気通信業、小分類372－移動電気通信業、小分類382－民間放送業（有線放送業を除く）及び細分類3831－有線テレビジョン放送業に属する事業を行っている企業のうち以下を対象とする。 ・登録電気通信事業者及び民間放送事業者 しつ皆 ・届出電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者のうち 資本金額又は出資金額3000万円以上の企業 （抽出枠）総務省で保有する登録・届出電気通信事業者名簿、業界団体名簿、有線テレビジョン放送事業者名簿、事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）電気通信業：900 放送業：900 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年3月31日現在 （系統）総務省－民間事業者－報告者、経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）毎年 （実施期日）調査期日の属する年の6月16日から8月15日まで

【調査事項】 1. 企業の概要 企業の名称、本社・本店の所在地、2. 事業内容 通信・放送事業のうち、行っている事業、3. 財務状況 長期資金調達・運用状況、電気通信事業、放送事業、有線テレビジョン放送事業のサービス別売上高、営業費用（接続料、ネットワーク費、番組購入費等）等、4. 取得設備投資額 電気通信事業、放送事業、有線テレビジョン放送事業の取得設備投資額、5. 従業者の状況 電気通信事業、放送事業、有線テレビジョン放送事業の常時従業者数、正社員・正職員、パートタイム従業者、他企業等への出向者、臨時・日雇雇用者等、6. 外部委託の状況 外部委託金額等、7. 事業運営の状況 海外へのサービス提供の方針、海外への外部委託の状況、8. 今後の事業運営

※

【調査票名】 3－平成28年情報通信業基本調査票③（テレビジョン・ラジオ番組制作業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類細分類4112－テレビジョン番組制作業、細分類4122－ラジオ番組制作業に属する事

業を行っている企業 しつ皆 (抽出枠) 業界団体名簿、事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 900 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年3月31日現在 (系統) 総務省－民間事業者－報告者、経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 毎年 (実施期日) 調査期日の属する年の6月16日から8月15日まで

【調査事項】 1. 企業の概要 企業の名称、本社・本店の所在地、2. 事業内容 制作番組の放送媒体、放送番組制作の業務内容等、3. 売上高 放送番組制作業の売上高、放送番組制作業務内容別売上高、放送番組制作業務以外の売上高等、4. 設備投資状況 放送番組制作業の取得設備投資額、設備のデジタル化(VTR、カメラ、編集用機材)等、5. 従業者の状況 テレビジョン番組制作事業、ラジオ番組制作事業の常時従業者数、正社員・正職員、パートタイム従業者、他企業等への出向者、臨時・日雇雇用者等、6. 放送番組の契約件数等 テレビ放送番組制作の端緒、発注書面契約件数、制作したテレビ放送番組の二次利用状況、制作したテレビ放送番組の著作権の所有状況等、7. 外部委託の状況 外部委託金額等、8. 事業運営の状況 海外へのサービス提供の方針、海外への外部委託の状況、9. 今後の事業展開、10. 経営上の問題点

※

【調査票名】 4－平成28年情報通信業基本調査票④(インターネット附随サービス業用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 日本標準産業分類中分類40－インターネット附随サービス業に属する事業を行っている企業のうち、資本金額又は出資金額3000万円以上の企業 (抽出枠) 業界団体名簿、事業所母集団データベース、経済産業省企業活動基本調査による補完

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,500 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年3月31日現在 (系統) 総務省－民間事業者－報告者、経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 毎年 (実施期日) 調査期日の属する年の6月16日から8月15日まで

【調査事項】 1. 企業の概要 企業の名称、本社・本店の所在地、2. 売上高 インターネット附随サービス業の売上高内訳、広告収入の割合、3. 出店者登録数と利用者登録数 インターネット附随サービス業の出店者登録数、利用者登録数、4. 取得設備投資額 インターネット附随サービス業の取得設備投資実績額及び設備投資実績見込額等、5. 外部委託の状況 外部委託金額等、

6. 従業者の状況 インターネット附随サービス業の全常時従業者数、正社員・正職員、パートタイム従業者、他企業等への出向者、契約社員、臨時・日雇雇用者等、7. 人材育成 人材育成の状況、8. 事業運営の状況 産学連携の状況、海外へのサービス提供の方針、海外への外部委託の状況、9. 認証取得への取組み状況 インターネット附随サービス業の認証取得、事業継続計画の取得状況・方針等、10. 今後の事業運営 今後の事業展開の考え

※

【調査票名】 5－平成28年情報通信業基本調査票⑤（情報サービス業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類中分類39－情報サービス業に属する事業所を有する企業のうち、資本金額又は出資金額3000万円以上の企業（抽出枠）事業所母集団データベース、経済産業省企業活動基本調査による補完

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）5,800 （配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年3月31日現在（系統）総務省－民間事業者－報告者、経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）毎年（実施期日）調査期日の属する年の6月16日から8月15日まで

【調査事項】 1. 企業の概要 企業の名称、本社・本店の所在地、2. 売上高 情報サービス業の売上高内訳、海外への売上高の割合、3. 営業費用 広告宣伝費の内訳等、4. 認証取得への取組み状況 情報サービス業の認証取得状況・方針、5. 開発・制作部門の状況 外部委託の状況、受託の状況、従業者の状況、技術者の給与制度、技術者の給与（年収）の状況、人材育成、事業運営の状況、ゲームソフトウェア開発の状況

※

【調査票名】 6－平成28年情報通信業基本調査票⑥（映像・音声・文字情報制作業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる細分類4112－テレビジョン番組制作業、4122－ラジオ番組制作業を除く中分類41－映像・音声・文字情報制作業に属する事業所を有する企業のうち、資本金額又は出資金額3000万円以上の企業。（抽出枠）事業所母集団データベース、経済産業省企業活動基本調査による補完

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,600 （配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年3月31日現在（系統）総務省－民間事業者－報告者、経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）毎年（実施期日）調査期日の属する年の6月16日から8月15日まで

【調査事項】 1. 企業の概要 企業の名称、本社・本店の所在地、2. 売上高 映像・音声・文字情報制作業の売上高内訳、3. 事業運営の状況 映像・音声・文字情報制作業の事業運営の取組み状況、4. 課金システムの状況 映像・音楽を配信している場合の課金システムの状況、5. コンテンツ制作部門の状況 コンテンツ制作数と権利比率別保有状況、著作権の状況、営業費用、外部委託の状況、従業員の状況、給与制度、給与（年収）の状況、人材育成、ドキュメント化の状況

【調査名】 中小企業実態基本調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年3月15日

【実施機関】 経済産業省中小企業庁事業環境部企画課調査室

【目的】 中小企業基本法第10条の規定（定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。）に基づき、中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行うことを目的とする。

【調査の構成】 1－調査票甲法人企業用 2－調査票甲個人事業者用 3－調査票乙

【公表】 速報：インターネット（翌年3月下旬）、確報：インターネット及び印刷物（翌年7月下旬）、中小企業白書：インターネット及び印刷物（翌年4月下旬）

※

【調査票名】 1－調査票甲法人企業用

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類D－建設業、E－製造業、G－情報通信業、H－運輸業郵便業、I－卸売業小売業、K－不動産業物品賃貸業、L－学術研究専門・技術サービス業、M－宿泊業飲食サービス業、N－生活関連サービス業娯楽業及びR－サービス業（他に分類されないもの）のうち、「表1 調査の範囲」に掲げる業種及び規模に属する企業（個人企業を含む。）から選定した企業（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）117,000／3,260,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年3月31日現在（系統）中小企業庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）毎年7月下旬～8月下旬

【調査事項】 ①企業の概要（設立年、会社形態、従業員、海外展開、大企業の子会社・関連会社）、②決算（売上高、営業費用、営業外収益、営業外費用、経常利益または経常損失、特別利益、特別損失、税引前当期純利益または税引前当期純損失、税引後当期純利益または税引後当期純損失、資産・負債及び純資産、中小企業者等の少額減価償却資産の取得額の損金算入、設備投資、リース利用、研究開発、特許権・実用新案権・意匠権・商標権、売上高の内訳）、③商品（製品）の仕入先・販売先、④工事の受注、⑤受託の状況、⑥委託の状況、⑦中小企業の会計の状況など

※

【調査票名】 2－調査票甲個人事業者用

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人事業者 (属性) 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類D-建設業、E-製造業、G-情報通信業、H-運輸業郵便業、I-卸売業小売業、K-不動産業物品賃貸業、L-学術研究専門・技術サービス業、M-宿泊業飲食サービス業、N-生活関連サービス業娯楽業及びR-サービス業(他に分類されないもの)のうち、「表1 調査の範囲」に掲げる業種及び規模に属する企業(個人企業を含む。)から選定した企業(抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 117,000/3,260,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年3月31日現在 (系統) 中小企業庁-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 1年 (実施期日) 毎年7月下旬~8月下旬

【調査事項】 ①企業の概要(設立年、会社形態、従業者、海外展開、大企業の子会社・関連会社)、②決算(売上高、営業費用、営業外収益、営業外費用、経常利益または経常損失、特別利益、特別損失、税引前当期純利益または税引前当期純損失、税引後当期純利益または税引後当期純損失、資産・負債及び純資産、中小企業者等の少額減価償却資産の取得額の損金算入、設備投資、リース利用、研究開発、特許権・実用新案権・意匠権・商標権、売上高の内訳)、③商品(製品)の仕入先・販売先、④工事の受注、⑤受託の状況、⑥委託の状況

※

【調査票名】 3-調査票乙

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類D-建設業、E-製造業、G-情報通信業、H-運輸業郵便業、I-卸売業小売業、K-不動産業物品賃貸業、L-学術研究専門・技術サービス業、M-宿泊業飲食サービス業、N-生活関連サービス業娯楽業及びR-サービス業(他に分類されないもの)のうち、「表1 調査の範囲」に掲げる業種及び規模に属する企業(個人企業を含む。)から選定した企業(抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 117,000/3,260,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年3月31日現在 (系統) 中小企業庁-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 1年 (実施期日) 毎年7月下旬~8月下旬

【調査事項】 ①企業の概要(設立年、会社形態、従業者、海外展開、大企業の子会社・関連会社)、②決算(売上高、営業費用、営業外収益、営業外費用、経常利

益または経常損失、特別利益、特別損失、税引前当期純利益または税引前当期純損失、税引後当期純利益または税引後当期純損失、資産・負債及び純資産、中小企業者等の少額減価償却資産の取得額の損金算入、設備投資、リース利用、研究開発、特許権・実用新案権・意匠権・商標権、売上高の内訳)、
③商品（製品）の仕入先・販売先、④工事の受注、⑤受託の状況、⑥委託の状況、⑦中小企業の会計の状況など

【調査名】 介護サービス施設・事業所調査

【承認年月日】 平成28年3月16日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室

【目的】 本調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－施設基本票、2－事業所基本票、3－介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票、4－介護老人保健施設票、5－介護療養型医療施設票、6－訪問看護ステーション票、7－居宅サービス事業所（福祉関係）票、8－地域密着型サービス事業所票、9－居宅サービス事業所（医療関係）票、10－介護保険施設利用者一覧票、11－介護保険施設利用者個別票、12－訪問看護ステーション利用者一覧票、13－訪問看護ステーション利用者個別票

【公表】 集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行う。調査結果は、「介護サービス施設・事業所調査の概況」及び「介護サービス施設・事業所調査報告」として集計後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

※

【調査票名】 1－施設基本票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）都道府県 （属性）都道府県 （抽出枠）都道府県

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）47 （配布）オンライン （収集）オンライン
（記入）自計 （把握時）10月1日現在（項目によって、9月末日現在、9月中の実績等） （系統）厚生労働省－都道府県

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）8月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 法人名、2. 施設名、3. 所在地、4. 活動状況、5. 介護保険施設の定員等

※

【調査票名】 2－事業所基本票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）都道府県 （属性）都道府県 （抽出枠）都道府県

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）47 （配布）オンライン （収集）オンライン
（記入）自計 （把握時）10月1日現在（項目によって、9月末日現在、9月中の実績等） （系統）厚生労働省－都道府県

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）8月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 法人名、2. 事業所名、3. 所在地、4. 活動状況等

※

【調査票名】 3－介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設 (抽出枠) 都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いるとともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する。

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 約9,700 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 10月1日現在 (項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 開設主体及び経営主体、2. 居室の状況、3. 居住費の状況、4. 施設サービスの状況、5. 従事者数等

※

【調査票名】 4－介護老人保健施設票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 介護老人保健施設 (抽出枠) 都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いるとともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 約4,200 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 10月1日現在 (項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 開設主体、2. 療養室の状況、3. 居住費の状況、4. 施設サービスの状況、5. 従事者数等

※

【調査票名】 5－介護療養型医療施設票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 介護療養型医療施設 (抽出枠) 都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いるとともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 約1,400 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 10月1日現在 (項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 開設主体、2. 病室の状況、3. 居住費の状況、4. 施設サービスの状況、5. 従事者数等

※

【調査票名】 6－訪問看護ステーション票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 訪問看護ステーション(介護予防を含む。)(抽出枠) 都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いるとともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 約11,200 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 10月1日現在(項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 開設主体、2. 加算等の届出の状況、3. 9月中のサービスの提供状況、4. 9月中の利用者、5. 従事者数等

※

【調査票名】 7－居宅サービス事業所(福祉関係)票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 通所介護事業所(介護予防を含む。)、短期入所生活介護事業所(介護予防を含む。)、特定施設入居者生活介護事業所(介護予防を含む。)、訪問介護事業所(介護予防を含む。)、訪問入浴介護事業所(介護予防を含む。)、福祉用具貸与事業所(介護予防を含む。)、特定福祉用具販売事業所(介護予防を含む。)、介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所 (抽出枠) 都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いるとともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 約121,600 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 10月1日現在(項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 経営主体、2. サービスの提供状況、3. 従事者数等

※

【調査票名】 8－地域密着型サービス事業所票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 認知症対応型通所介護事業所(介護予防を含む。)、認知症対応型共同生活介護事業所(介護予防を含む。)、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防を含む。)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)事業所、地域密着型通所介護事業所 (抽出枠) 都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いるとともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 約 26,900 (配布) 郵送 (収集) 郵送
(記入) 自計 (把握時) 10月1日現在 (項目によって、9月末日現在、
9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 経営主体、2. サービスの提供状況、3. 従事者数等

※

【調査票名】 9－居宅サービス事業所 (医療関係) 票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 短期入所療養介護事業所 (介護
予防を含む。)、通所リハビリテーション事業所 (介護予防を含む。) (抽
出枠) 都道府県から提出された情報を基に作成した調査対象名簿を用いると
ともに、新設された施設・事業所については、基本票で把握する。

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 約 10,400 (配布) 郵送・オンライン (取
集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 10月1日現在 (項目によ
って、9月末日現在、9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業
者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 開設主体、2. サービスの状況、3. サービスの提供状況、4. 従事
者数等

※

【調査票名】 10－介護保険施設利用者一覧票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 介護老人福祉施設、介護老人保健
施設、介護療養型医療施設 (抽出枠) 無作為抽出により抽出した介護保険
施設又は訪問看護ステーションにおける9月末の在所者又は9月中の利用
者の1/2 (介護療養型医療施設である診療所については全数) 及び9月中
の退所者 (介護保険施設) の全数を客体とする。

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 約 3,700/約 15,300 (配布)
郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 10月1日現在 (項目によ
って、9月末日現在、9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業者
－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月、3. 要介護度

※

【調査票名】 11－介護保険施設利用者個票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 介護老人福祉施設、介護老人保健
施設、介護療養型医療施設 (抽出枠) 無作為抽出により抽出した介護保険
施設又は訪問看護ステーションにおける9月末の在所者又は9月中の利用

者の1/2（介護療養型医療施設である診療所については全数）及び9月中の退所者（介護保険施設）の全数を客体とする。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）約3,700/約15,300（配布）
郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）10月1日現在（項目によって、9月末日現在、9月中の実績等）（系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月、3. 要介護度、4. 主傷病名、5. 日常生活自立度、6. 利用料、7. 医療処置等の状況等

※

【調査票名】 12－訪問看護ステーション利用者一覧票

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）訪問看護ステーション（抽出枠）
無作為抽出により抽出した介護保険施設又は訪問看護ステーションにおける9月末の在所者又は9月中の利用者の1/2（介護療養型医療施設である診療所については全数）及び9月中の退所者（介護保険施設）の全数を客体とする。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）約2,000/約11,200（配布）
郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）10月1日現在（項目によって、9月末日現在、9月中の実績等）（系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月、3. 要介護（支援）度等

※

【調査票名】 13－訪問看護ステーション利用者個票

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）訪問看護ステーション（抽出枠）
無作為抽出により抽出した介護保険施設又は訪問看護ステーションにおける9月末の在所者又は9月中の利用者の1/2（介護療養型医療施設である診療所については全数）及び9月中の退所者（介護保険施設）の全数を客体とする。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）約2,000/約11,200（配布）
郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）10月1日現在（項目によって、9月末日現在、9月中の実績等）（系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月、3. 要介護（支援）度、4. 主傷病名、5. 日常生活自立度、6. 利用料、7. 訪問看護等の状況等

【調査名】 社会福祉施設等調査

【承認年月日】 平成28年3月16日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保険社会統計課社会統計室

【目的】 本調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 【基本票】 1－施設基本票（A票・B票・C票用）、2－施設基本票（D票・E票用）、3－事業所基本票（F票用）、【詳細票】 4－保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票（A票）、5－障害者支援施設等調査票（B票）、6－児童福祉施設等調査票（C票）、7－保育所・小規模保育事業所調査票（D票）、8－幼保連携型認定こども園調査票（E票） 9－障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所票（F票）

【公表】 集計後速やかに「社会福祉施設等調査結果の概況」として公表後、「社会福祉施設等調査報告」（報告書）を刊行するとともに、概況は厚生労働省ホームページに、報告書掲載の結果表は政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

※

【調査票名】 1－施設基本票（A票・B票・C票用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県、指定都市及び中核市

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）114 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によっては、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省－都道府県・指定都市・中核市

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）8月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 施設の種類、2. 施設名、3. 所在地、4. 設置主体・経営主体、5. 定員 等

※

【調査票名】 2－施設基本票（D票・E票用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県、指定都市及び中核市

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）114 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によっては、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省－都道府県・指定都市・中核市

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）8月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 施設の種類、2. 施設名、3. 所在地、4. 設置主体・経営主体、5. 定員、6. 開所時間 等

※

【調査票名】 3－事業所基本票（F票用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県、指定都市及び中核市

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）114 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によっては、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省－都道府県・指定都市・中核市

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）8月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 事業の種類・事業所番号、2. 経営主体 等

※

【調査票名】 4－保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票（A票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による老人福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者社会参加支援施設、売春防止法（昭和31年法律第118号）による婦人保護施設、その他の社会福祉施設等（授産施設、有料老人ホーム等）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約20,200 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によっては、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 在所者数、2. 職種・常勤－非常勤別従事者数 等

※

【調査票名】 5－障害者支援施設等調査票（B票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による障害者支援施設等

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約6,200 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によっては、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 在所者数、2. 職種・常勤－非常勤別従事者数、3. 過去1年間の退所理由・退所後の住居別退所者数、4. 障害者支援施設の指定昼間実施サービスの有無・種類、5. サービスの種類別利用状況 等

※

【調査票名】 6－児童福祉施設等調査票（C票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設（幼保連携型認定こども園、保育所を除く。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子・父子福祉施設

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約10,600 （配布）郵送 （取集）郵送
（記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によっては、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 在所者数、2. 職種・常勤－非常勤別従事者数、3. 過去1年間の在所期間退所理由別退所者数 等

※

【調査票名】 7－保育所・小規模保育事業所調査票（D票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）児童福祉法による児童福祉施設（保育所に限る。）、児童福祉法による小規模保育事業所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約26,200 （配布）郵送 （取集）郵送
（記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によっては、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 利用児童数、2. 職種・常勤－非常勤別従事者数、3. 過去1年間の採用・退職者数 等

※

【調査票名】 8－幼保連携型認定こども園調査票（E票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）児童福祉法による児童福祉施設（幼保連携型認定こども園に限る。）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約2,000 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によっては、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 利用児童数、2. 職種・常勤－非常勤別従事者数、3. 過去1年間の採用・退職者数 等

※

【調査票名】 9－障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所票（F票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等事業所、児童福祉

法による障害児通所支援等事業所

- 【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 約 66,600 (配布) 郵送 (収集) 郵送
(記入) 自計 (把握時) 毎年 10 月 1 日現在 (項目によっては、9 月末日
現在又は 9 月中の実績) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者
- 【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 9 月下旬～12 月上旬
- 【調査事項】 1. 事業の種類・事業所番号、2. サービスの提供状況、3. サービスの
従事者数 等

【調査名】 公的年金加入状況等調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年3月18日

【実施機関】 厚生労働省年金局事業企画課調査室

【目的】 本調査は、公的年金の加入状況を世帯員個々について調査し、公的年金加入状況と世帯の状況、就業状況、地域的特性との関連を把握するとともに、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－公的年金加入状況等調査調査票

【公表】 概要：平成29年11月、詳細：平成30年3月

※

【調査票名】 1－公的年金加入状況等調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成28年10月31日現在において15歳以上の世帯員（抽出枠）平成28年国民生活基礎調査の調査区（5,530地区）から1,800地区を無作為に抽出し、その地区内の全世帯（約9万世帯）の15歳以上の世帯員を対象とする。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）200,000／110,790,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成28年10月31日現在 （系統）厚生労働省－日本年金機構－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成28年10月28日～同年11月14日

【調査事項】 1. 在学及び就業状況、2. 公的年金加入状況、3. 生命保険・個人年金加入状況、4. 老後の生活設計及び公的年金の周知度等に関する事項、5. 世帯員の属性に関する事項

【調査名】 産業連関構造調査（通信・放送業等投入調査）（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年3月23日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部調査企画課

【目的】 郵便・信書便業、郵便局（ただし、郵便事業に限る。）、通信業、放送業及びインターネット附随サービス業を営む企業が、その事業活動を行うために要した費用の内訳等の実態を把握し、産業連関表の作成における投入額推計等の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-通信・放送業等投入調査 調査票（郵便・信書便業用） 2-通信・放送業等投入調査 調査票（通信業、放送業及びインターネット附随サービス業用）

【公表】

※

【調査票名】 1-通信・放送業等投入調査 調査票（郵便・信書便業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類（平成25年10月改定）のうち、49「郵便業（信書便事業を含む）」及び86「郵便局」に属する企業（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）3（配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）産業連関表作成対象年の1～12月（系統）総務省-民間事業者-報告者

【周期・期日】（周期）原則5年（産業連関表作成対象年の翌年に実施）（実施期日）調査実施年の9月～11月

【調査事項】 ①従業者数、②年間売上高、③年間総費用及びその内訳

※

【調査票名】 2-通信・放送業等投入調査 調査票（通信業、放送業及びインターネット附随サービス業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類（平成25年10月改定）のうち、中分類37「通信業」、38「放送業」及び40「インターネット附随サービス業」に属する企業（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）658（配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）産業連関表作成対象年の1～12月（系統）総務省-民間事業者-報告者

【周期・期日】（周期）原則5年（産業連関表作成対象年の翌年に実施）（実施期日）調査実施年の9月～11月

【調査事項】 ①従業者数、②年間売上高、③年間総費用及びその内訳

【調査名】 たばこ関連産業の実態等に関する調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年3月29日

【実施機関】 財務省理財局総務課たばこ塩事業室

【目的】 たばこ小売販売業者の経営実態を調査し、財政制度等審議会の中間報告で求められている「(JT株の)売却額や売却時期に応じた小売店などへの影響等」を正確に把握することを目的とする。

【調査の構成】 1-たばこ関連産業の実態等に関する調査票

【公表】 インターネット（財務省ホームページ及びe-s t a t）（平成28年9月）

※

【調査票名】 1-たばこ関連産業の実態等に関する調査票

【調査対象】 （地域）全国（沖縄を除く）（単位）事業所（属性）たばこ小売販売業の許可を受けている事業所（抽出枠）製造たばこ小売販売業許可台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）10,800/247,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）直近の事業年度（1年間）（系統）財務省-民間事業者-報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成28年5月～6月

【調査事項】 1. 販売店コード、2. たばこ小売販売の許可者名義（氏名文は商号）、営業所所在地及び住所、3. たばこ小売販売の許可（指定）を受けた年、4. 経営形態、5. 店舗の経営（従業者、年齢、後継予定者）、6. 営業形態（業種、販売形態、営業時間）、7. 経営状況（売上規模及び店舗外収入、自動販売機による売上、今後の事業展開）、8. 記入者氏名、連絡先

【調査名】 労使関係総合調査

【承認年月日】 平成28年3月29日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

【目的】 1. 本調査は、我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにすることを目的とする。2. 労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合の組織及び活動の実態等を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1－労働組合基礎調査票 2－労働組合活動等に関する実態調査票

【公表】 概要及び詳細とも、インターネット（厚生労働省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物により公表する。

※

【調査票名】 1－労働組合基礎調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）労働組合 （属性）すべての産業の労働組合とする（国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む）。ただし、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員が主たる構成員である労働組合については、船員単位労働組合基本調査（国土交通省）の結果を利用する。（抽出枠）平成27年労使関係総合調査（労働組合基礎調査）の結果

【調査方法】 （選定）全数 （配布）郵送・その他（職員） （取集）郵送・オンライン・その他（職員） （記入）（把握時）調査実施年の6月30日現在（系統）厚生労働省－都道府県労政主管課－労政主管事務所－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査実施年の7月1日～7月20日

【調査事項】 1. 労働組合の種類 2. 存廃等区分 3. 新設又は解散等の理由 4. 適用法規 5. 労働組合の正式名称及び代表者の氏名 6. 労働組合事務所の所在地 7. 男女別労働組合員数 8. 直上組合の名称及び所在地 9. 労働組合本部の名称及び所在地 10. 労働組合員が所属する事業所の主要生産品名又は主要事業の内容 11. 企業の名称 12. 企業の全常用労働者数 13. 加盟上部組合の組織系統 14. 構成組合の名称、所在地及び労働組合員数 ただし、労働組合の種類によっては、一部の事項について調査しない。

※

【調査票名】 2－労働組合活動等に関する実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）労働組合 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合（単位組織組合並びに単一組織組合の支部等の単位扱組合及び本部組合）

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（抽出枠）労働組合基礎調査の結果

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）約5,100／約28,000（配布）郵送・その他（職員）（収集）郵送・その他（職員）（記入）自計（把握時）調査実施年の6月30日現在（系統）厚生労働省一都道府県労政主管課一労政主管事務所一報告者

【周期・期日】（周期）2年又は3年（実施期日）平成28年7月1日～7月20日

【調査事項】 1. 労働組合の属性に関する事項、(1) 労働組合の種類、(2) 労働組合の組織率、(3) 正社員以外の労働者の有無及び比率階級、(4) ユニオン・ショップ協定の締結の有無、(5) 別組合の有無、2. 労使関係についての認識に関する事項、(1) 労使関係維持についての認識、3. 労働組合役員に関する事項、(1) 執行委員の人数、4. 労働組合財政に関する事項 (1) 1人平均月間組合費 (2) 組合費の算定方式 (3) 組合費の算定方式が定率方式の場合、その徴収率 (4) 組合費のチェック・オフの状況、5. 労働組合活動に関する事項、(1) 組合活動の状況についてのこれまでの重点事項と今後の重点事項、6. 正社員以外の労働者に関する事項、(1) 過去1年間における事項別話し合いの状況、事項別労働協約による規定の状況、(2) 正社員以外の労働者への労働協約の適用状況、7. 個別労働問題への取組に関する事項、(1) 個別労働問題への取組、8. 労働組合の組織状況に関する事項、(1) 就業形態別労働者・組合員の有無、組合加入資格の有無、9. 組合員数の変化に関する事項、(1) 3年前比較の組合員数の増減、(2) 組合員数が増加した場合、その理由、(3) 組合員数が減少した場合、その理由、10. 企業施設の供与に関する事項、(1) 企業施設の使用目的別集会時の企業施設利用の可否、(2) 組合事務所の供与の有無、11. 労働組合の組織拡大に関する事項、(1) 重点課題としての取組の有無、(2) 就業形態別取組対象及び特に重視する就業形態、(3) 就業形態別取組内容、(4) 就業形態別組織化を進めていく上での問題点、(5) 組織拡大を重点課題として取り組まない場合、その理由、12. メンタルヘルスに関する事項、(1) これまでの取組の有無及び今後の取組予定、(2) 事項別取組状況、13. 賃金・退職給付制度の改定に関する事項、(1) 事項別過去1年間における賃金・退職給付制度改定の有無、改定における組合の関与の有無及び関与の

仕方

【調査名】 高齢者の経済・生活環境に関する調査（平成28年承認）

【承認年月日】 平成28年3月30日

【実施機関】 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付高齢社会対策担当

【目的】 「高齢社会対策大綱」（平成24年9月7日閣議決定）に基づき、高齢者の経済生活、生活環境、社会的な活動への参加等に関する実態と意識を把握し、高齢社会対策の施策の推進に資するとともに、高齢社会対策大綱の見直しに当たっての基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－高齢者の経済・生活環境に関する調査 調査票

【公表】 インターネット（内閣府HP及びe-Stat）及び印刷物（調査実施年の11月）

※

【調査票名】 1－高齢者の経済・生活環境に関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）60歳以上（平成28年1月1日現在）の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）調査の実施期間において報告者が報告を求められた時点現在 （系統）内閣府－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成28年5月下旬～7月上旬

【調査事項】 1. 調査客体の基本属性に関する事項、2. 経済的な暮らし向きに関する事項、3. 収入・支出に関する事項、4. 資産に関する事項、5. 住宅・生活環境に関する事項、6. 社会的な活動への参加に関する事項

【調査名】 特定作物統計調査

【承認年月日】 平成28年3月30日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）、そば、なたね、こんにゃくいも及び「い」（以下「調査対象作物」という。）の生産に関する実態を明らかにし、「食料・農業・農村基本計画」における食料自給率や生産努力目標の算定、目標達成に向けた各種施策の推進や達成状況の検証、経営所得安定対策の推進、関税割当数量の算定、共済基準収穫量の算定、生産振興対策等の推進のための資料を整備することを目的として実施する。

【調査の構成】 1－豆類作付面積調査 郵送調査票（団体用） 2－豆類収穫量調査 郵送調査票（団体用） 3－そば作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用） 4－豆類・そば収穫量調査 郵送調査票（経営体用） 5－なたね（子実用）作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用） 6－なたね（子実用）収穫量調査 郵送調査票（経営体用） 7－こんにゃくいも作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用） 8－こんにゃくいも収穫量調査 郵送調査票（経営体用） 9－い作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用）

【公表】 調査結果の概要と詳細を印刷物及びインターネット（農林水産省ホームページ及びe-Stat）により公表する。

※

【調査票名】 1－豆類作付面積調査 郵送調査票（団体用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農協等関係団体 （属性）調査対象作物を取り扱った農業協同組合その他の関係団体

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約220 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）北海道は7月1日現在、都府県については9月1日現在とする。（系統）農林水産省－地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）北海道については6月下旬、都府県については8月下旬

【調査事項】 豆類（小豆、いんげん、らっかせい）の作付面積

※

【調査票名】 2－豆類収穫量調査 郵送調査票（団体用）

【調査対象】 （地域）主産県（ただし3年周期で全国） （単位）農協等関係団体 （属性）調査対象作物を取り扱った農業協同組合その他の関係団体

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約200 （配布）郵送・オンライン （収集）

郵送・オンライン（記入）自計（把握時）収穫期（系統）農林水産省
－地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局
（農林水産センターを含む。）－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）収穫期

【調査事項】豆類（小豆、いんげん、らっかせい）の作付面積、集荷量等

※

【調査票名】3－そば作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用）

【調査対象】（地域）全国（単位）農協等関係団体（属性）調査対象作物を取り扱
った農業協同組合その他の関係団体

【調査方法】（選定）全数（客体数）約390（配布）郵送・オンライン（収集）
郵送・オンライン（記入）自計（把握時）収穫期（系統）農林水産省
－地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局
（農林水産センターを含む。）－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）収穫期

【調査事項】そばの作付面積、集荷量等

※

【調査票名】4－豆類・そば収穫量調査 郵送調査票（経営体用）

【調査対象】（地域）全国（単位）農林業経営体（属性）2015年農林業センサ
スにおいて調査対象作物を販売目的で作付たと回答した農林業経営体

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）約2280／約21080（配布）郵
送（収集）郵送（記入）自計（把握時）収穫期（系統）農林水産省
－地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局
（農林水産センターを含む。）－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）収穫期

【調査事項】豆類（小豆、いんげん、らっかせい）又はそばの作付面積、収穫量（出荷
量、自家消費等の量）等

※

【調査票名】5－なたね（子実用）作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用）

【調査対象】（地域）全国（単位）農協等関係団体（属性）調査対象作物を取り扱
った農業協同組合その他の関係団体

【調査方法】（選定）全数（客体数）約80（配布）郵送・オンライン（収集）
郵送・オンライン（記入）自計（把握時）収穫期（系統）農林水産省
－地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局
（農林水産センターを含む。）－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）収穫期

【調査事項】なたねの作付面積、集荷量等

※

【調査票名】 6－なたね（子実用）収穫量調査 郵送調査票（経営体用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農林業経営体 （属性）2015年農林業センサスにおいて調査対象作物を販売目的で作付けたと回答した農林業経営体

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）約1110／約4830 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）収穫期 （系統）農林水産省－地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）収穫期

【調査事項】 なたねの作付面積、収穫量（出荷量、自家消費等の量）等

※

【調査票名】 7－こんにゃくいも作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用）

【調査対象】 （地域）主産県（ただし3年周期で全国） （単位）農協等関係団体 （属性）調査対象作物を取り扱った農業協同組合その他の関係団体

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約10 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）収穫期 （系統）農林水産省－地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）収穫期

【調査事項】 こんにゃくいもの作付面積、集荷量等

※

【調査票名】 8－こんにゃくいも収穫量調査 郵送調査票（経営体用）

【調査対象】 （地域）主産県（ただし3年周期で全国） （単位）農林業経営体 （属性）2015年農林業センサスにおいて調査対象作物を販売目的で作付けたと回答した農林業経営体

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）約150／約520 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）収穫期 （系統）農林水産省－地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）収穫期

【調査事項】 こんにゃくいもの作付面積、収穫量（出荷量、自家消費等の量）等

※

【調査票名】 9－い作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用）

【調査対象】 （地域）主産県 （単位）農協等関係団体 （属性）調査対象作物を取り扱った農業協同組合その他の関係団体

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）3 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・

オンライン (記入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省－地方
農政局等 (地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局 (農林
水産センターを含む。)) ー報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期

【調査事項】 いの作付面積、集荷量等

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 私立保育所・幼稚園・認定こども園従業員給与調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年3月9日

【実施機関】 大阪市行政委員会事務局任用調査部調査課

【目的】 本調査は、大阪市立の保育所に勤務する保育士及び大阪市立の幼稚園に勤務する幼稚園教員の給与を検討する際の基礎資料を得ることを目的として、大阪市内における私立の認可保育所（公設置民営保育所を含む。）、私立の幼稚園（ただし、子ども・子育て支援新制度による施設型給付を受ける幼稚園のみ）及び認定こども園の保育士、教員及び保育教諭の給与の実態を調査することを目的とする。

【調査の構成】 1－私立保育所・幼稚園・認定こども園従業員給与調査票

※

【調査票名】 1－私立保育所・幼稚園・認定こども園従業員給与調査票

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）事業所 （属性）1. 私立の保育所、2. 私立の幼稚園（ただし、子ども・子育て支援新制度による施設型給付を受ける幼稚園のみ）、3. 私立の認定こども園（抽出枠）大阪市認可保育所一覧、大阪市認定こども園一覧及び大阪市幼稚園一覧

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）380 （配布）その他（職員）（取集）その他（職員）（記入）自計（把握時）調査実施年4月1日現在（系統）
大阪市行政委員会事務局－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査実施年6月上・中旬

【調査事項】 1. 市町村名、2. 施設・事業所名、3. 施設・事業所類型、4. 設置者、5. 氏名、6. 生年月日、7. 職種、8. 雇用形態、9. 現施設への就任年月日、10. 退職年月日、11. 本俸、1
2. 諸手当等（超過勤務手当及び交通費、左以外の手当）、13. その職種の資格取得年月日（資格名、取得日）、14. 法人の役職者、15. 産休・育休の者、16. 異動元（法人内で異動した場合のみ）

【調査名】 平成28年度女性の活躍促進に向けた企業等実態調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年3月18日

【実施機関】 香川県商工労働部労働政策課

【目的】 本調査は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年8月に成立したことを踏まえ、育児・介護休業制度の導入や取得状況、企業における女性活躍などについて、労働者の生活と就業の実情を総合的に把握することにより、今後の女性活躍や働きやすい環境づくりを促進し、女性の継続就業を促進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－平成28年度女性の活躍促進に向けた企業等実態調査 調査票（事業所用） 2－平成28年度女性の活躍促進に向けた企業等実態調査 調査票（従業員用）

※

【調査票名】 1－平成28年度女性の活躍促進に向けた企業等実態調査 調査票（事業所用）

【調査対象】 （地域）香川県内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類の「公務」以外に属する事業所のうち5人以上の常用労働者を有する事業所 （抽出枠）県が委託する民間事業者の保有する県内企業リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1000/20000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成28年4月1日現在 （系統）香川県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成28年4月20日～6月30日（予定）

【調査事項】 1. 属性、2. 育児休業、3. 介護休業制度について、4. 多様な働き方・休み方について、5. 女性の活躍推進について

※

【調査票名】 2－平成28年度女性の活躍促進に向けた企業等実態調査 調査票（従業員用）

【調査対象】 （地域）香川県内全域 （単位）個人 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類の「公務」以外に属する事業所のうち5人以上の常用労働者を有する同事業所に属する常用労働者 （抽出枠）県が委託する民間事業者の保有する県内企業リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3000/400000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成28年4月1日現在 （系統）香川県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成28年4月20日～6月30日（予定）

定)

【調査事項】 1. 属性、2. 育児休業、3. 介護休業制度について、4. 多様な働き方・
休み方について、5. 女性の活躍推進について

【調査名】 職種別民間給与実態調査付帯調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年3月31日

【実施機関】 福井県人事委員会事務局給与・審査グループ

【目的】 本調査は、地方公務員の勤務条件を民間の従業者の勤務条件と比較検討するための基礎資料の作成を目的とする。

【調査の構成】 1－平成28年職種別民間給与実態調査付帯調査票

※

【調査票名】 1－平成28年職種別民間給与実態調査付帯調査票

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）事業所 （属性）企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所 （抽出枠）職種別民間給与実態調査標本名簿（人事院作成）

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）100／400 （配布）調査員調査（収集）調査員調査（記入）他計（把握時）調査年の4月分の最終給与締切日現在（系統）福井県人事委員会一報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り（実施期日）平成28年5月1日から平成28年6月中旬

【調査事項】 再雇用者の昨年1年間の賞与その他特別給与の額

(2) 変更

【調査名】 広島県人口移動統計調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年3月9日

【実施機関】 広島県総務局統計課

【目的】 本調査は、広島県の人口の移動状況を把握し、各種行政施策の基礎資料とするとともに、市町人口の推計の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－人口移動統計調査甲調査票

※

【調査票名】 1－人口移動統計調査甲調査票

【調査対象】 （地域）広島県全域 （単位）市区町 （属性）市区町 （抽出枠）市区町

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）31 （配布）配布 郵送、オンライン （取集）配布 郵送、オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）広島県－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査対象月の翌月15日

【調査事項】 1. 日本人及び外国人の男女別及び年齢階級別人口、2. 転入者数及び転出者数、3. 出生者数及び死亡者数等、4. 日本人、外国人及び複数国籍の世帯数

※

【調査票名】 2－人口移動統計調査乙調査票

【調査対象】 （地域）広島県全域 （単位）個人 （属性）県内の一の市町（広島市にあっては区）の区域内から当該市町の区域外に住所を移す者及び県内以外の区域から県内の市町の区域内に住所を移す者で、住民基本台帳法に基づき住民票に記載され、又は住民票を消除された者。ただし、外国人住民を除く。（抽出枠）調査実施期間中に転入・転出の手続のために市区町窓口を訪れた者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）13,000 （配布）その他（市区町窓口）（取集）その他（市区町窓口）（記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）広島県－市区町－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月1日から末日まで

【調査事項】 1. 外国人を除く日本人の転入元又は転出先の住所地、2. 移動の理由、3. 性別及び出生年月、4. 移動先での居住予定、5. 15歳時の住所地、6. 移住の有無、7. 単身赴任の有無、8. 移住・定住情報の認知・利用度

【調査名】 大阪府工業指数作成のための生産動態調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年3月18日

【実施機関】 大阪府総務部統計課

【目的】 本調査は、大阪府における工業生産の状況を把握し、府工業指数作成のための基礎資料を得る。

【調査の構成】 1－所管外品目調査票

※

【調査票名】 1－所管外品目調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」に属し、別紙で指定した品目を製造する事業所及び別紙で指定した品目の生産動態を集計する機関。（抽出枠）平成22年工業統計調査の名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）15／20，122 （配布）郵送 （収集）郵送・FAX・電話・電子メール （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）大阪府－報告者

【周期・期日】 （周期）毎月 （実施期日）翌月末日

【調査事項】 1. 月初在庫数量、2. 生産数量、3. 出荷数量、4. 過欠補正数量、5. 月末在庫数量

【調査名】 青森県景気ウォッチャー調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年3月22日

【実施機関】 青森県企画政策部統計分析課

【目的】 統計データには表れないきめ細かな生活実感のある情報を収集し、県内景気動向判断の基礎資料とする。

【調査の構成】

※

【調査票名】 1－青森県景気ウォッチャー調査 調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）個人 （属性）青森県内に住所を有する事業所の従事者等 （抽出枠）東奥年鑑等

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）100／24,000 （配布）郵送 （収集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）青森県－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期（1月、4月、7月、10月） （実施期日）おおむね同月の15日

【調査事項】 1. 景気の現状に対する判断（水準）、2. 3カ月前と比べた景気の現状に対する判断（方向性）とその理由、3. 3カ月後の景気の先行きに対する判断（方向性）とその理由、4. 北海道新幹線開業によるここ3カ月間の景気への影響に対する判断とその理由（平成28年度及び平成29年度4月期のみ調査）、5. 北海道新幹線開業による今後3カ月先の景気への影響に対する判断とその理由（平成28年度及び平成29年度4月期のみ調査）

【調査名】 奈良県観光客動態調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年3月23日

【実施機関】 奈良県地域振興部観光局ならの観光力向上課

【目的】 奈良県内の観光入込客数、観光客の性別、年齢、発地等を把握し、今後の観光施策の立案に役立てる。

【調査の構成】 1-入込客数調査票 2-パラメータ調査票

※

【調査票名】 1-入込客数調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位） （属性）市町村から報告のあった観光客数を把握できる観光地点の管理者及び、観光入込客のある行事イベントの実施者等 （抽出枠）県で作成した観光地点名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約500 （配布）電話・FAX （収集）電話・FAX （記入）自計 （把握時）四半期ごとの月期実績 （系統）奈良県-市町村-報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）四半期最終月の翌々月の末日

【調査事項】 観光地点及び行祭事・イベント別の月別観光入込客数

※

【調査票名】 2-パラメータ調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）個人 （属性）観光地点等を訪れた観光客 （抽出枠）県が作成した観光地点名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）約12000/約20000000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）四半期ごとの休日の1日 （系統）奈良県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）調査実施後2カ月以内

【調査事項】 1. 居住地、2. 性別、年齢、3. 宿泊地、宿泊日数、4. 旅行の目的、5. 同行者、6. 訪問回数、7. 立ち寄り観光地、8. 移動手段、9. 観光消費額

【調査名】 奈良県宿泊統計調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年3月23日

【実施機関】 奈良県地域振興部観光局ならの観光力向上課

【目的】 奈良県内宿泊施設における宿泊者数等を四半期ごとに把握し、今後の観光施策の立案に役立てる。

【調査の構成】 1－奈良県宿泊統計調査 調査票（ホテル・旅館） 2－奈良県宿泊統計調査 調査票（簡易宿所・キャンプ場）

※

【調査票名】 1－奈良県宿泊統計調査 調査票（ホテル・旅館）

【調査対象】 （地域）県内全域 （単位） （属性）宿泊施設（ホテル、旅館）（抽出枠）旅館業法に基づく許可を受けている県内宿泊施設

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）約200 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）直近の四半期の実績 （系統）奈良県－民間業者－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）四半期の翌々月20日ごろ

【調査事項】 宿泊目的、宿泊者数、宿泊者実数、宿泊者数の内訳（修学旅行、外国人、県内、県外、国籍別）、客室稼働率、など

※

【調査票名】 2－奈良県宿泊統計調査 調査票（簡易宿所・キャンプ場）

【調査対象】 （地域）県内全域 （単位） （属性）宿泊施設（簡易宿所・キャンプ場）（抽出枠）旅館業法に基づく許可を受けている県内宿泊施設

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）約150 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）直近の四半期の実績 （系統）奈良県－民間業者－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）四半期の翌々月20日ごろ

【調査事項】 宿泊目的、宿泊者数、宿泊者実数、宿泊者数の内訳（修学旅行、外国人、県内、県外別）、客室稼働率、など

【調査名】 鳥取県山間集落实態調査（平成28年届出）

【受理年月日】 平成28年3月30日

【実施機関】 鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局とっとり暮らし支援課

【目的】 本調査は、少子高齢化、人口の減少力が著しく、農地荒廃や集落機能低下等の様々な問題を抱えている中山間地域において、特に過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域に居住する住民の日常生活の状況を把握し、これまでの中山間地域振興施策の成果を分析し、次期中山間対策の検討を行うための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－山間集落实態調査票 世帯調査票

※

【調査票名】 1－山間集落实態調査票 世帯調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）世帯及び世帯員 （属性）鳥取県内の山間集落のうち、谷地の最上流に位置する集落に居住する世帯及び世帯員 （抽出枠）鳥取県の住民基本台帳、総合管内図

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,500／215,542 （配布）5年 （収集）調査員調査、職員調査 （記入）自計 （把握時）平成28年5月1日現在 （系統）配布：鳥取県－市町村－報告者 回収：報告者－市町村－委託先－鳥取県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成28年4月中旬～7月31日

【調査事項】 1. 家族の状況・生活の範囲、2. 食料品などの買い物について、3. 世帯の収入、4. 住まいの環境・暮らしの様子、5. 暮らしの安心、6. 家族のUターンの状況、7. 将来の見込み、8. 山林・農地の所有状況、9. 情報通信の状況、10. 地域おこし協力隊・集落支援員